

京都府・京都市「まるっと京都」ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「まるっと京都」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「京都府・京都市『まるっと京都』ロゴマーク使用申請書（別記第1号様式）」を、京都府商工労働観光部観光室に提出し、京都府及び京都市（以下「管理者」という。）から承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第3条 管理者は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 「まるっと京都」の事業又は管理者が認めた関連事業（以下「まるっと京都」関連事業という。）の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
- (2) ロゴマークを第5条の規定に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 「まるっと京都」関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (4) ロゴマークの商標登録の出願又は承認された指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分外での使用により第三者の権利等を侵害するおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
- (8) その他管理者が不適切であると判断したとき。

2 前項の承認は、管理者が、「京都府・京都市『まるっと京都』ロゴマーク使用（変更）承認通知書（別記第2号様式）」により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体等については、使用の承認に係る手続きは不要とする。

- (1) 京都府
- (2) 京都市
- (3) 公益社団法人 京都府観光連盟
- (4) 公益社団法人 京都市観光協会
- (5) 一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社
- (6) 一般社団法人 森の京都地域振興社

- (7) 一般社団法人 京都山城地域振興社
- (8) 京都府又は京都市が参画、共催又は後援している事業に係る実行委員会等
- (9) 京都府又は京都市が実施する事業で使用することを認めた団体等

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、管理者が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第3条の承認を受けた者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 使用期間を遵守すること。

(完成品の提出)

第6条 使用者は、承認に係る物品等の完成品(完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの)を当該物品等の完成後速やかに京都府商工労働観光部観光室に提出しなければならない。

(広報への活用)

第7条 管理者は、「まるっと京都」関連事業の推進及び広報を目的として、使用承認を受けた事業、商品、サービス、制作物、イベント等について、使用者の名称、使用内容、完成品の写真その他必要な情報を、「まるっと京都」公式ホームページ、SNS、その他管理者が運営又は管理する広報媒体に掲載し、又は紹介することができる。

2 使用者は、第2条に規定する申請書の提出をもって、前項の規定による掲載及び紹介について同意したものとみなす。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「京都府・京都市『まるっと京都』ロゴマーク使用承認変更申請書(別記第3号様式)」を京都府商工労働観光部観光室に提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認は、「京都府・京都市『まるっと京都』ロゴマーク使用(変更)承認通知書(別記第2号様式)」により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第9条 管理者は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「京都府・京都市『まるっと京都』ロゴマーク使用承認取消通知書(別記第4号様式)」により使用者に通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、令和7年1月24日から施行する。

この規程は、令和8年9月18日から施行する。